電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の２第５項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の届出年月日及び届出番号	
解散年月日	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（利用者保護に関する規定に関する経過措置）

第二条　施行日前に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第九項又は第六十条の二第二項に規定する届出番号（以下この項において単に「届出番号」という。）に相当する番号について電気通信事業法第十三条第四項、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第二項又は第百六十五条第一項の規定による届出をした者に対して通知がされているときは、当該番号は届出番号とみなし、当該通知は新施行規則第九条第九項又は第六十条の二第二項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。

２　新施行規則第二十二条の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二条の二の三第一項に規定する対象契約について適用する。

（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）

第三条　改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

一　施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結

二　第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。）の提供に関する契約（その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。）の締結

２　前項の規定は、新法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十条の二において準用する新施行規則第二十二条の二の十七」と、同項各号中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

３　施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であって、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。）を有するものをいい、フィーチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動端末設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対して約し、又は約させる利益の提供及び料金その他の提供条件については、令和元年十二月三十一日までの間は、新施行規則第二十二条の二の十六及び第二十二条の二の十七の規定（新施行規則第四十条の二において準用する場合を含む。）は、適用しない。